

近時のアイヌ人骨返還について
(声明)

A. 2016年7月半ばに行われた北大納骨堂所蔵のアイヌ人骨及び副葬品の返還は、アイヌコミュニティへの返還という集団的権利が認められたという意味でも、画期的である。目下のアイヌ政策における有識者懇談会報告書では、集団的権利(団体的権利)を認めない前提で書かれているので、この点を改めて強調したい。もともと、民法的には、近代の個人主義的所有権法理が妥当する以前は、こうした団体法理が妥当していたのであり、民法典も、入会権を用意していて、さらに先住民族の権利宣言との関係でも、整合的で、アイヌ民族の権利を考える際には、肝心要となる捉え方であることに注意を喚起したい。北大側は、個人主義的所有観に囚われた「祭祀承継者の所有」論に基づき、それが認められない限りは、アイヌ人骨返還が認められないという論理を振り回すことは止めてほしい。

B. 今後の課題としては、第1に、今回の「コタンの会」への団体的返還の実践をいかに拡充していくべきかであろう。例外的処理であってはならない。第2に、アイヌ民族伝統の埋葬方式が存亡の危機にあり、またそれを支える団体的組織が弱いとするならば、(だから団体的返還を否定するという北大の論理は、本末転倒であり、)むしろそれを支え、アイヌ墓地を維持し、伝統的埋葬を可能とする各コタンを復活させるような財政的支援を行うことこそ、アイヌ人骨埋葬に関わる重要なアイヌ政策であり、白老の象徴空間に巨額の予算を投ずるよりも、優先させるべきである。第3に、副葬品に関しても、盗掘の歴史的経緯に鑑みて、その由来を明らかにし、盗掘に関わるものは、その返還の可否を包括的に検討すべきである。第4に、今回の和解では否定された「補償」(道義的補償も含む。そしてそれは、膨大な規模でのアイヌ人骨・副葬品の盗掘という「過去の不正義」に対する謝罪・金銭的補償・歴史教育を含めた広い概念である)について、前向きに検討すべきである。

2016年8月20日 アイヌ政策検討市民会議

(説明) (吉田邦彦)

1. (まえがき——本和解の意義)

2016年7月15～17日にかけて、北大納骨堂に収められているアイヌ人骨が浦河杵臼に返還された。『コタンの会』というアイヌコミュニティが受け皿となった返還事業の実践として、極めて注目に値する。すなわち、北大側がこれまで固執してきた、(アイヌ民族の伝統的所有概念と相容れない)個人主義的所有を前提とした「祭祀承継者による遺骨所有」を前提とした遺骨返還方式を転換させ、コミュニティ(団体・集団)への返還に風穴を開けたという意味でも、またアイヌ的な伝統的所有概念に適合的という意味でも、意義深いわけである。関係各位のご尽力・ご労苦に謝意を表したい。

アイヌコミュニティへの返還という集団的権利が認められたという意味で、画期的である。目下のアイヌ政策における有識者懇談会報告書では、集団的権利（団体的権利）を認めない前提で書かれているので、この点を改めて強調したい。もともと、民法的には、近代の個人主義的所有権法理が妥当する以前は、こうした団体法理が妥当していたのであり、民法典も、入会権を用意している（民法263条（団体的所有権）、294条（団体的利用権））、講学上も、「総有」という形で確立していることが想起されるべきであり、さらに先住民族の権利宣言でも、共同体的・民族的権利は強調されており（9条（共同体に属する権利）、11条（文化的伝統と慣習の権利）、12条（宗教的伝統と慣習の権利）、20条（民族としての生存・発展の権利）、21条（経済的・社会的条件改善の権利）、23条（発展の権利行使）など）、それとも今回の実践は整合的で、アイヌ民族の権利を考える際には、肝心要となる捉え方であることに注意を喚起したい。

北大側は、個人主義的所有感に囚われた「祭祀承継者の所有」に基づき、それが認められない限りは、アイヌ人骨返還が認められないというような先住民族の立場を理解しない論理を振り回すことは止めてほしい。

2.（本和解の問題点）

なお、本件に関わる和解に関しては、問題が無くはないと考えるので、その点を付記しておきたい。この度のアイヌ人返還は、2016年3月下旬に札幌地裁でなされた北大と浦河杵臼コタンのアイヌ人骨に関する返還請求者との和解（及びそれに関わる2012年9月の提訴）を受けてなされたものである。すなわち、「北大のアイヌ人骨訴訟」（第1次訴訟）に関しては、2016年3月25日に、札幌地裁民事5部（本田晃裁判長）が示す和解案で、当事者双方が和解したとのことである（朝日新聞（北海道版）2016年3月26日27面、33面などの報道参照）。和解内容は、第1に、身元の個人主義的な祭祀承継者の特定不明の遺骨であっても、コタン再建を日指す「コタンの会」への遺骨返還を認め（和解条項1項、3項）、第2に、慰謝料請求を放棄する（和解条項8項）というものである。

この和解は、確かに原告側の市川守弘弁護士が言われるように、地域への返還を認める道筋をつけたという意味では確かに一步前進であり、そのことは先にも触れた。しかし課題は、多く残されるように思われる。例えば、一つに、分権的な遺骨管理の団体組織が弱体しているならば、それを支援していくようなことや、（北大側のこれまでの遺骨盗掘の責任に鑑みても）費用負担を北大に負わせても良かったであろう（当事者が遺骨返還のみならず、慰謝料請求を求めているのだから、その分をそのように解釈することも、当事者主義に反するとまでは言えないだろう）。そして二つ目に、慰謝料請求（損害賠償請求）放棄の和解には、問題が残る。

（1）（盗掘に関する不法行為・その歴史的不正義に関する補償の必要性）

なぜならば、この訴訟の根底には、膨大なアイヌ人骨の盗掘という不法行為問題・補償問題が、核心部分を占めるからである。この点は、訴訟戦略にも関わるが、同弁護士は、盗掘という歴史的不正義に関わる不法行為法上の損害賠償請求ないし謝罪請求（補償請求）には、時効などの期間制限問題が出るので、意識的に回避したということである。しかし、戦後補償問題を見ていてもわかるように、援用の権利濫用論など、期間制限を克服する方途はあるし、問題の所在を社会に提起する意味でも、主張としては、出して欲しかったと考える。そもそも消滅時効を援用するかどうかは、被告北大側の良心の問題であり、アイヌ人骨盗掘問題の非人道性の甚だしさに鑑みると、北大側は、消滅時効など援用せずに、この歴史的不正義に謙虚に向き合い、法的・道義的補償責任を遂行することこそ、なされて然るべきことと思われる。

だから、遺骨所有権のレベルでの訴訟というやり方を拡充させて、盗掘を巡る不法行為責任追及ということも請求に含めることも、今後の訴訟戦略としては、十分に考えられるのだが、和解条項8項には、それすらも封じようとする文言が置かれていることにも大きな問題がある。そして、これだけの不正義にもかかわらず、北大が謝罪の一つも述べないのは、奇異であるし、損害賠償請求の放棄には、我々としては、違和感を感じざるを得ない。その結果として、アイヌコタンへの埋葬に係る諸費用は、篤志家の寄付によらざるを得ず、被告北大は、何もせず、拱手傍観しているなどと言うのは、筋違いの本末転倒的な事態と言うべきであろう。

(2) (判決と和解との比較)

なお、コタンへのアイヌ人骨の返還は、ある意味で画期的なのだが、それが判決の形で宣明されることが——司法における今後への先例的価値・機能という意味でも——ヨリ望ましかったであろう。和解という個別的処理では、裁判官の理由付けも示されない。しかも1000体以上もの盗掘されたアイヌ人骨・副葬品との比較では、例外的扱いの様相を呈しており、和解条項では、北大側は未だに「祭祀承継者を探す」という個人主義的論理（これは、後述するアメリカの類似問題対処への立法の立場とも異なる）を崩していない（和解条項2項参照）。しかも、アイヌ人骨・副葬品の盗掘という深刻な歴史的不正義に関わる問題についての訴訟においては、裁判所の事実認定の叙述が、判決で公式に宣明されることの社会教育的意義は極めて大きい。和解方式が採られることで、こういうことも回避されてしまったことは遺憾であろう。

もとより、今回のアイヌ人骨返還に尽力した関係者からは、上記の問題点を意識しながらも、関係者の高齢化から、迅速解決の要請があり、あまり悠長に判決を待つ余裕はなかったとの意見が寄せられている（現に、本件アイヌ人骨返還につき最初に問題提起された城野口ユリさんは、本和解に接することなく2015年3月に他界された）。ただもし今回の解決がそうしたある種《苦渋の選択》の側面があるとするならば、和人の側は、そうし

たアイヌ民族の足下を見ての苦境に乗じた対応は好ましいものでもなく、その意味でも、やはり本件和解の問題点の分析も冷静に行い、それに関する認識を社会的に共有しておく必要はあると考える。

3. (アイヌの伝統的な埋葬文化、各地でのアイヌ墓地の埋葬維持の支援・そのための予算の必要性)

因みに、更なる類似訴訟の同様の解決も予想されると側聞するが、前述のごとき、北海道各地のアイヌコタン（コミュニティ）が存亡の危機にあるから、アイヌ人骨の処遇は、個人主義的に対応せざるを得ないという北大側の理屈にも理解しがたいものがある。

これは象徴空間建設に関するアイヌ政策の再検討にも関わるが、もし各地のアイヌコミュニティが崩壊しかかっているならば、分極的にそれを支えるべく各地のアイヌ民族式の伝統的埋葬を支援すべく予算が使われるべきものであろう。そしてまさにアメリカの類似立法である1990年制定の『原住アメリカ人の墳墓保護及び遺骨帰還法』（NAGPRA: Native American Graves Protection and Repatriation Act）ではそのような運用がなされて、おおかたがコミュニティへの返還が実現されていることに思いを致すべきである。

4. (アイヌ民族の共同体的所有の支持の必要性とその民法との接合)

また無造作に「個人主義的な遺骨の所有権」論理を振り回す北大の立場は、十分に民法の立場を理解しているとは思われない。現行民法が制定される以前、すなわち、アイヌ民族が北海道を支配していた頃の所有論理として妥当していたのは、「入会」関係であり、民法263条、294条が規定し（前者が所有的な入会権、後者が利用権的な入会権）、我妻栄博士らをはじめとする民法の通説的見解は、それを団体的色彩が強い、「総有」的所有権・利用権として、理解したのである。団体的処理を施した返還をするかどうかは、コミュニティが崩壊しかかっているかどうかとは無関係であり、もし崩壊しかかっているならば、それを支援することこそ、象徴空間建設に巨額を投ずるよりも、まずなされるべき喫緊のアイヌ政策であろう。

5. (副葬品の所持・管理に関する再考の必要性)

副葬品について一言するならば、これについても、諸外国では、芸術品の「来歴」(provenance)を明らかにし、もし窃盗の事実が明らかとなれば、元あったコミュニティへの返還を目指すことが、比較法的な趨勢であることに鑑み、例えば、函館の北方民俗資料館などでは、児玉コレクションと称して、来歴が不明瞭な形で、本来帰属すべきところはどこなのかについての検討がなされず、放置されていることの時代錯誤性にも反省が必要である。

6. (結び——緊急所感)

以上より、当市民会議としては、この度のアイヌコタンの会への共同体的アイヌ人骨及び副葬品の処遇については、諸外国の動向や民法学の常識的扱いに沿うべく、また盗掘の歴史的不正義に対峙した補償アプローチが検討されるべきと考えるし、北海道各地のアイヌ墓地における維持・管理態勢を支援するようなアイヌ政策の推進を求める次第である。

端的に言えば、それを「コタンの会」という非営利団体の問題として、他人事的に無関心になるのではなく、これこそ、我々和人の側が犯した《アイヌ人骨・副葬品盗掘というアイヌ民族に対する深刻な歴史的不正義の後始末》であることを十分に認識する必要がある。つまり、北大を中心とした関係の諸大学ないし日本社会全体が、各コタンへのアイヌ人骨の返還、そしてその埋葬・管理に公共的に支援していくというスタンス、その意味での補償行為を遂行することの必要性・意義を改めて強調したく（それこそ、現代社会のアイヌ政策として求められている重要課題の一つであろう）、アイヌ人骨・副葬品を引き渡して事足りりとして、謝罪も償い金も支払わない（本件和解条項1項、5項参照）という、世界の補償原理の常識（それは2007年の先住民族の権利宣言の前提としての2005年の国連の補償ガイドラインでも触れられる）に反する事態を問題視しない状況には、謙虚な反省が必要である。